

令和元年5月30日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03385

研究課題名（和文）子の監護をめぐる国際紛争の統一的処理

研究課題名（英文）Unified Resolution of International Child Custody Disputes

研究代表者

村上 正子（MURAKAMI, MASAKO）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：10312787

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：ハーグ子奪取条約の事案、子の監護紛争の国際裁判管轄や子の監護や面会交流を判断した外国裁判の承認執行いずれの場面においても、子の利益の保護という観点からは、子の意見聴取の機会が保障され、適切に裁判に反映されているかが、子の返還や引渡しを迅速に行うために、さらには子の監護紛争を統一的に処理するために不可欠な要素であるといえる。新たに整備された枠組みの中で、家庭裁判所がこれまで培った経験を活かして、国内の他の機関、さらには外国の機関とも協力して、可変的な子どもの状況に臨機応変、柔軟かつ継続的に関与していくことが重要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

離婚や子の親権に関して特殊な規律を有している日本において、子の監護紛争に関する手続を、日本独自の解釈ではなく、世界協調型の子の利益という観点から、国際社会にも通用するものにし、統一的かつ各国との調和を図るように構築することは、監護紛争をめぐる問題の適切な処理、ひいては紛争の防止にも役立つと思われる。

また、近時は、子の監護をめぐる紛争の合意による解決が注目されているが、このような裁判外の紛争解決制度は、適正な裁判による紛争解決手続が整備されているからこそ、円滑に機能すると思われる。

研究成果の概要（英文）：In the case of the Hague Convention on the Civil Aspect of International Child Abduction, international jurisdiction for the child custody disputes and enforcement of judgements concerning child custody or visitation rights, it is critical for the court to respect children's right to be heard and reflect its voice to the procedure properly in order to return or transfer the child promptly and to resolve the child custody disputes in harmonized way. To protect the interest of the child, the Family Court which has significant experiences and achievements, in cooperation with execution officer, Central Authority and other professionals as well as other organization or agencies in foreign states, should consider the possibility of introducing its own system with both flexible and continuous participation of family court investigating officer and other professionals.

研究分野：国際民事訴訟法

キーワード：国際監護紛争 子の利益 子の意見聴取 ハーグ子奪取条約 国際裁判管轄 外国裁判の承認執行

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本は2014年4月にこの奪取に関するハーグ条約に加盟し、条約実施法が施行され、これを契機に日本における子の監護をめぐる国際紛争の処理も大きな転換期を迎えたといえる。ただ、ハーグ条約に基づく子の返還は、国際結婚の破綻に伴って生じるこの監護をめぐる紛争に1つの解決策を提示するに過ぎない。また、日本人との国際結婚の件数の多い中国やフィリピンをはじめとするアジア諸国の多くは、いまだに当該条約には加盟しておらず、今後も条約の枠外での解決が求められる。したがって、日本における子の監護をめぐる国際紛争の解決の在り方を考えるにあたっては、ハーグ子奪取条約と足並みをそろえた制度や実務の在り方を検討することが重要となる。申請者は、2012年から2014年、挑戦的萌芽研究として国境を越えた子の返還に関する判断・執行手続理論の構築という研究課題のもと、子の利益を尊重するという観点から、ハーグ子奪取条約に基づく子の返還のための判断と執行の手続を一元的にとらえた新たな手続理論の構築に努めた。ハーグ条約適用事案の解決の方法は、日本における同種の事案の解決と密接に関連し、かつ大きな影響を及ぼすものであるという問題意識を出発点として、子の返還・引渡しと面会交流に関する手続・執行の問題に絞って、条約実施法の立法経過、国内の面会交流と子の引渡しに関する従来の実務の工夫と運用を明らかにし、子の監護事件の手続のあり方に1つの方向性を示した。そしてさらに、面会交流や子の引渡しに限らず、ハーグ条約に加盟したことで、子の監護をめぐる国際紛争の解決がどのように変わるのか、また既存の手続にどう影響するのか、ハーグ条約と足並みをそろえた統一的な制度や実務の在り方を検討することの重要性を認識するに至った。

(2) ハーグ条約の基本的な構造は、国境を越えて奪取された子を速やかに常居所地国に戻し、返還後の監護紛争の処理は、その国の機関にまかせるというものである。したがって、この条約のもとでの制度が全体として円滑に機能するためには、子の返還を受けた国が、子の監護をめぐる紛争について、子の最善の利益を実現するための公正で実効的な国内制度を実施していることが必要なのであり、条約の仕組みは、各締約国が返還先の国の制度を信頼して初めて活かされることになる。子の監護紛争の処理にあたっては、子の最善の利益を尊重すべきであることは世界中で共通した認識であるが、それが抽象的なレベルにとどまっているのでは意味がなく、ハーグ条約適用事案に限らず、子の監護紛争の処理にかかわる様々な手続を通して、どこまでこの最善の利益が具体化され、実際にそれを尊重した手続が運用されているかが問われることになる。

2. 研究の目的

(1) 子の監護をめぐる国際紛争は、国際的な子の奪い合いと引渡し紛争を含めると、様々な形で裁判所に持ち込まれてくる。外国における婚姻が破綻し母国である日本に帰国した一方の親が日本の裁判所に親権・監護権者の指定の申し立てをする際には、日本の裁判所に国際裁判管轄があるかが問題となる。外国ですでに子の親権者指定の裁判がある場合には、当該外国裁判の承認・執行が問題となる。いかなる場合に日本の裁判所に監護に関する申し立てをすることができるか、またどのような要件の下で監護に関する外国裁判の効力を日本で認めるかについては、従来明文の規律がなく、もっぱら判例に基づく解釈に拠ってきたが、近時、国内法の整備が行われ、申請者も法制審議会の国際裁判管轄法制(人事訴訟事件および家事事件関係)部会の幹事として、子の監護や養育費の申し立てを含む人事訴訟や家事事件についての国際裁判管轄及び外国裁判の承認執行に係る規律の立法作業に携わった。立法にあたっては、子の監護に関する事項については子の利益を最大限に尊重することが考慮されたものの、条文の文言は抽象的なものにとどまり、何をどこまで考慮するかは今後の運用にゆだねられている部分が多いといえる。また、日本の実務では、ハーグ子奪取条約の理念である子の不法な連れ去りの防止が、子の監護をめぐる国際紛争の法的処理にも共通するという考え方が必ずしも浸透しているとはいえない。何より、通常の財産関係事件とは異なり、特に子どもをめぐる問題は子どもの成長にあわせた臨機応変かつ柔軟な継続的対処が求められる。

(2) 本研究は、子どもの監護に関する事項においては子の利益が最も重要であるという、普遍的ではあるが抽象的でもある理念を、身分関係の国際化が進み、家族の形や価値観が多様化する現代社会で生じるこの監護事件をめぐる手続に、いかに反映させ、実現させるべきかという問題意識に基づき、2014年4月に加盟したハーグ子奪取条約による紛争処理を含めて、広く解釈・運用に委ねられている国際裁判管轄の有無の判断を類型化・具体化すること、また外国裁判の承認・執行制度との調和のもとで、子の利益を継続的に実現し、子の監護をめぐる国際紛争を統一的に処理するための手続を構築することを目的とするものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究においては、子の監護をめぐる国際紛争を統一的に処理するための手続を構築するという目的を達成するために、従来の裁判例の分析を中心とした日本の実務における解釈論の発展を整理するとともに、諸外国におけるハーグ子奪取条約を含めた統一的な処理について調査し、その結果をもとに、近時の身分関係事件の国際裁判管轄の整備及び民事執行法の改正の経緯を踏まえた今後の解釈のありかたについて一定の試論をまとめる。そのうえで、それが実践に耐えるものであり、また汎用性があるかどうかを、これまでの裁判例をもとにした事例を用いて検証する。

(2) まずは国内における議論を整理する。具体的には、平成26年4月から平成27年9月にかけて行われた、法制審議会の国際裁判管轄法制(人事訴訟事件及び家事事件関係)部会(部会長:高田裕成・東京大学大学院法学政治学研究科教授)の、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄の整備に関する審議における議論を整理する。主に、子の親権者指定、扶養に関する国際裁判管轄と外国裁判の承認執行に関して、どのような議論が展開され、最終的にどのような要綱案が示されたかを分析することにより、日本の現時点での到達点を明らかにする。また、子の監護をめぐる国際紛争を適切に解決するには、日本で直接裁判をするための国際裁判管轄の規律と、外国でなされた裁判を日本で承認執行するための規律と、その両方を整備することが必要であるという観点から、ここ10年の裁判例を整理・分析する。さらに、国内民事執行法改正作業における子の引渡しの執行方法に関する議論も整理する。

(3) 比較法として、本研究で日本の手続が目指すべきレベルを明らかにするために、1996年子の保護に関するハーグ条約や、EU構成国に適用されるブリュッセル bis 規則、2008年EU扶養義務規則などの規律を分析することによって、現段階での国際基準ないしは考慮要素などを整理する。また、ドイツ、オーストラリア及び米国における子の監護をめぐる紛争処理の分析を通して、国際水準を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 現在のわが国では、必ずしも子の監護紛争を統一的に処理しようとする考え方が一般的ではないことが判明した。その原因は、事例ごとに子の利益の保護を最優先に考えていることにあり、そのため、子の奪取の防止も含めた子の監護紛争の統一的処理と、継続的な子の利益の実現という包括的な視点が欠けているものと思われる。それが、子の引渡しや面会交流の強制執行手続にも少なからず影響していると考え、執行を行う際にもこの点に配慮する必要がある。

(2) ドイツにおいては、ハーグ条約適用事案の執行については、職権執行の制度が採用されており、子の返還裁判を担当する裁判官が執行手続まで担当することで、迅速な返還の執行が可能となっている。また返還裁判から執行手続終了に至るまで一貫して少年局の職員が関与しており、子の意思の適切な把握につとめている。オーストラリアやアメリカにおいては、執行手続よりも子の返還裁判に重点がおかれ、返還命令の主文において詳細な返還手続が記載されている点に特徴がある。特にオーストラリアでは、家裁調査官が継続的に関与しているし、他国の裁判官同士のネットワークを活用し、国境を越えた調整(条件づけ)が非常に重要であることがわかった。また、裁判所以外の機関との協力のあり方も参考になった。比較法的検討を通じ、返還裁判において子の意見聴取をいかに適切に行うかが、子の返還の迅速な執行には不可欠であることを確認するとともに、裁判所が他の機関と協力して、可変的な子どもの状況に臨機応変、柔軟かつ継続的に関与していくことが重要であるとの結論を得た。

(3) 日本がハーグ子奪取条約に加盟して5年を経過するとともに、次第に国際的な子の奪取の問題を統一的に解決しようとする傾向も見られるようになってきている。子の監護紛争の国際裁判管轄や子の監護や面会交流を判断した外国裁判の承認執行いずれの場面においても、子の利益の保護という観点からは、子の意見聴取の機会がどのように保障され、適切に裁判に反映されているかが、子の監護紛争を統一的に処理するための不可欠な要素であるといえる。日本は子の監護に関する処分を含めた身分関係事件についての国際裁判管轄の規定も整備され、さらには子の引渡しについての強制執行手続も明文化され、国際監護紛争を処理する枠組みは整ったといえるので、今後は子の利益を考慮した具体的な運用に向けた議論をさらに進めていく必要があるとの結論に至った。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計6件)

村上 正子、国境を越えた子の奪取と人身保護請求、判例秘書ジャーナル、査読なし、2019、1 - 10

<https://www.hanreisho.com/hhi/>

村上 正子、扶養義務に関する審判事件の国際裁判管轄、国際私法年報、査読あり、20巻、2019、20 - 41

村上 正子、米国ニューヨーク州裁判所の離婚判決のうち、和解協定に基づき子に対する養育費ならびに財産分与の支払を命じた部分について執行判決を認めた事例、戸籍時報、査読なし、2019、1 - 8

村上 正子、外国裁判の承認・執行、論究ジュリスト、査読なし、27巻、2018、47 - 54

村上 正子、日本人母が米国から子を連れて日本に留置し、米国人父が申し立てたハーグ子奪取条約に基づく返還命令の確定後に、事情変更が認められ、終局決定がされた事例、判例秘書ジャーナル、査読なし、2018、1 - 9

<https://www.hanreisho.com/hhi/>

Masako Murakami, Japan's Recent Approach to The Hague Child Abduction Convention and Its Procedural Issues, Zeitschrift für Zivilprozess International, 査読なし、Vol.22, 2018, pp.339-357

[学会発表](計1件)

〔図書〕(計2件)

村上 正子、ブリュッセル a 規則の改正案に見るEUにおける子の奪取事案の解決枠組み、信山社、「現代民事手続法の課題」春日偉知郎先生古稀記念(2019年7月出版予定) 1-22

村上 正子、国際裁判管轄の立法過程、新日本法規、小林秀之編集代表、原強、藪口康夫、村上正子編集「国際裁判管轄の理論と実務 新設規定をめぐる裁判例・学説の検討と解釈(2017年) 17-47

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。